

## 解説



# 金融資産と金融負債の 相殺表示に関する会計基準

米国財務会計基準審議会（FASB）国際研究員 かわにし やすのぶ 川西 安喜



## はじめに

2011年12月16日、米国財務会計基準審議会（FASB）は、会計基準更新書第2011-11号「貸借対照表（Topic 210）：資産と負債の相殺表示に関する開示」を公表し、同日、国際会計基準審議会（IASB）も、「金融資産と金融負債の相殺表示－IAS第32号の改訂」と「開示：金融資産と金融負債の相殺表示－IFRS第7号の改訂」を公表した。

本稿では、これらの会計基準について解説する。FASBのボード・メンバーやスタッフが、個人の見解を表明することは奨励されており、本稿では、筆者個人の見解が表明されている。会計上の問題に関するFASBとIASB（以下「両ボード」という。）の公式見解は、それぞれの

ボードの厳正なデュー・プロセス、審議を経たものに限られている。

## 背景

両ボードの従前の金融資産と金融負債の相殺表示に関する規定は異なっており、特に、巨額のデリバティブ取引を行っている企業においては、米国会計基準により作成した貸借対照表において表示される金額と国際財務報告基準（IFRS）により作成した貸借対照表において表示される金額が著しく異なっていた。そこで、財務諸表の利用者からの要請や金融安定化フォーラム（FSF）の勧告に基づき、両ボードは、2010年6月、それぞれのボードの金融資産と金融負債の相殺表示に関する規定を改善し、可能であればこれらを収斂させるためのプロジェクトに取り組むことで合意した。

金融資産と金融負債の相殺表示に関する規定の米国会計基準とIFRSの間の最も大きな違いは、条件付きで相殺することができる場合の取扱いである。すなわち、IFRSでは、条件付きである場合には相殺表示することを認めていないのに対し、米

国会計基準では、相殺表示を認めている。例えば、同一の相手方との複数の契約について、そのいずれかにおいて債務不履行又は解約が発生した場合に、全ての契約について単一の金額により純額決済することを約束する契約をマスター・ネットिंग契約というが、IFRSでは、マスター・ネットिंग契約の存在をもって相殺表示することを認めていないのに対し、米国会計基準では、これを認めている。

2011年1月、両ボードは公開草案を公表し、共通の解決策を提案した。その提案は、無条件で相殺することができない限り、相殺表示することを認めないというものであり、現行のIFRSに近いものであった。公開草案に対するコメント提出者のほとんどは、両ボードが共通の解決策により会計基準を収斂させることを支持したものの、FASBの市場関係者は、現行の米国会計基準の会計処理を支持（公開草案に反対）し、IASBの市場関係者は、現行のIFRSの会計処理を支持（公開草案に賛成）した。

両ボードは、共通の解決策について合意することができないことを受け、グロスの情報とネットの情報を

共通で開示することが、財務諸表の利用者にとって有用であると指摘した。したがって、両ボードは、貸借対照表上の表示については現行の規定をそれぞれ維持する一方で、公開草案において提案された開示を出発点として、共通の開示規定を導入することで合意した。

### 範囲

共通の開示規定は、次の金融商品について適用する。

- (a) 会計基準に従い、相殺表示の対象となった金融商品
- (b) 強制可能なマスター・ネットリング契約又は類似の契約の対象となっている金融商品（会計基準に従い、相殺表示の対象となったかどうかを問わない。）

### 共通の開示規定

共通の開示規定の範囲に含まれる金融商品について、企業は次の情報を開示する。

- (a) 資産のグロスの金額及び負債のグロスの金額
- (b) 貸借対照表上、表示する金額を決定するに当たり、会計基準に従い、相殺した金額
- (c) 貸借対照表上、表示したネットの金額
- (d) 強制可能なマスター・ネットリング契約又は類似の契約の対象となっている金額（(b)に含めた金額を除く。）
  - (1) 会計基準の相殺表示のための要件の全部又は一部を満たさない金融商品の金額
  - (2) 企業が相殺表示しないことを会計方針として選択した金融商品の金額（米国会計基準のみ。）
  - (3) 金融担保（現金担保を含む。）に関連する金額
- (e) (c)から(d)を差し引いた純額

この情報は、資産に関する情報と負債に関する情報とを分けた上で、表形式により表示する（ただし、他の形式がより適切である場合を除く。）。

ある金融資産について、上記(d)として開示する金額は、上記(c)の金額が上限となる。開示は、金融商品の種類別に行うものの、上記(c)から(e)については取引の相手方別に開示することもできる。図表は、表形式によるそれぞれの方法による開示の例を示している。

企業は、上記(d)に従い開示する、マスター・ネットリング契約又は類似の契約の対象となっている金融資産と金融負債の相殺権に関する説明を開示に含めることが要求される。また、開示が財務諸表において複数の注記において行われる場合、企業は、これらの注記を相互参照することが要求される。

図表 開示例

① (a)から(e)までを金融商品の種類別に開示する場合						
	(a)	(b)	(c)=(a)-(b)	(d)		(e)=(c)-(d)
金融資産	金融資産の グロスの金額	貸借対照表上 相殺された 金融負債の グロスの金額	貸借対照表上 表示された 金融資産の ネットの金額	貸借対照表上 相殺されていない金額		ネットの金額
				金融商品	受入現金担保	
デリバティブ	200	(80)	120	(80)	(30)	10
レボ取引等	90	—	90	(90)	—	—
合計	290	(80)	210	(170)	(30)	10
金融負債	金融負債の グロスの金額	貸借対照表上 相殺された 金融資産の グロスの金額	貸借対照表上 表示された 金融負債の ネットの金額	貸借対照表上 相殺されていない金額		ネットの金額
				金融商品	差入現金担保	
デリバティブ	160	(80)	80	(80)	—	—
レボ取引等	80	—	80	(80)	—	—
合計	240	(80)	160	(160)	—	—

② (a)から(c)までを金融商品の種類別、(c)から(e)までを取引の相手方別に開示する場合

	(a)	(b)	(c)=(a)-(b)		(c)	(d)	(e)=(c)-(d)	
	金融資産の グロスの 金額	貸借対照表 上相殺され た金融負債 のグロスの 金額	貸借対照表 上表示され た金融資産 のネットの 金額		貸借対照表 上表示され た金融資産 のネットの 金額	貸借対照表上 相殺されていない金額 金融商品	受入現金担保	ネットの 金額
金融資産								
デリバティブ	200	(80)	120	相手方 A	20	—	(10)	10
レポ取引等	90	—	90	相手方 B	100	(80)	(20)	—
合計	290	(80)	210	相手方 C	90	(90)	—	—
					210	(170)	(30)	10
金融負債								
デリバティブ	160	(80)	80	相手方 A	—	—	—	—
レポ取引等	80	—	80	相手方 B	80	(80)	—	—
合計	240	(80)	160	相手方 C	80	(80)	—	—
					160	(160)	—	—

発効日

共通の開示規定は、2013年1月1日以後に開始する年度及びその中間期間（四半期、半期）について適用する。企業は、表示する全ての比較期間について、遡及的に開示を行うことが要求される。

IAS第32号改訂

IASBは、金融資産と金融負債の相殺表示に関する共通の開示規定の導入と合わせ、現行のIAS第32号「金融商品：表示」の相殺表示に関する規定を明確化している。具体的には、次の規定について明確化している。

(a) 「認識した金額を相殺する法律上、強制可能な権利を現に有している」という要件（IAS第32号第42項(a)）

(b) 「ネットで決済するか、資産の実現と負債の決済を同時に行うことを意図している」という要件（IAS第32号第42項 (b)）

【「相殺する権利を現に有している」の意味】

IAS第32号第42項(a)の要件を満たすためには、企業は、法律上、強制可能な相殺する権利を現に有していなければならない。すなわち、その権利は次の条件を満たさなければならない。

- (a) 将来の事象に依存するものであってはならない。
- (b) 企業と全ての取引の相手方の次の全ての状況において、法律上、強制可能でなければならない。
  - (1) 通常の事業の過程
  - (2) 債務不履行時
  - (3) 支払不能又は破産時

【「ネットで決済することを意図している」の意味】

IAS第32号第42項(b)の要件を満た

すためには、企業は、ネットで決済するか、資産の実現と負債の決済を同時に行うことを意図していなければならない。ネットで決済する権利を有している場合であっても、企業は、資産の実現と負債の決済を分けて行っていることがある。

その結果が実質的にネットでの決済と同じであるように金額を決済することができる場合、企業は、IAS第32号第42項(b)の要件を満たしている。すなわち、次の条件を共に満たす場合、かつ、その場合にのみ、企業はこの要件を満たしている。

- (a) グロスでの決済のメカニズムが、信用リスク及び流動性リスクをなしにするか、これらを著しく減じようとする特徴を有している。
  - (b) グロスでの決済のメカニズムが、債権と債務を単一の決済プロセス又はサイクルにおいて処理している。
- 例えば、次の全ての特徴を有する

グロスでの決済のメカニズムは、IAS第32号第42項(b)の要件を満たすこととなる。

- (a) 相殺の対象となる金融資産と金融負債が処理のために同時に提出される。
- (b) 一度処理のために提出された金融資産と金融負債について、契約の各当事者が決済義務を履行することにコミットしている。
- (c) 一度処理のために提出された資産と負債から生じるキャッシュ・フローが提出後に変動する可能性がない（ただし、処理が失敗する場合を除く（下記(d)参照)）。
- (d) 資産と負債が有価証券を担保に設定している場合、その有価証券の振替が失敗したときに、担保を設定した関連する債権又は債務の処理も失敗する（また、債権又は債務の処理が失敗したときに、有価証券の振替が失敗する）よう、証券振替システム（又はこれに類似するもの）を通じて決済される。
- (e) 上記(d)で述べた場合のような失敗した取引は全て、決済されるまで処理のために再投入される。
- (f) 決済が同じ決済機関（例えば、決済銀行、中央銀行、又は中央証券預託機関）を通じて行われる。
- (g) 契約の各当事者について、決済日における支払いの処理を可能にする十分な日中当座貸越が提供されており、必要になったときに利用できることがほぼ確実である。

とネットの情報を比較可能な形で示すことを要求している。両ボードは、費用対効果の観点から、両会計基準間の完全な調整は求めなかったと述べている。

[参考文献]

Financial Accounting Standards Board, *Accounting Standards Update No. 2011-11, Balance Sheet (Topic 210): Disclosures about Offsetting Assets and Liabilities*, December 2011.

International Accounting Standards Board, *Disclosures: Offsetting Financial Assets and Financial Liabilities – Amendments to IFRS 7*, December 2011.

—, *Offsetting Financial Assets and Financial Liabilities – Amendments to IAS 32*, December 2011.

教材コード	J 0 2 0 6 5 0
 研修コード	2 1 0 4 0 1
履修単位	1単位

**おわりに**

共通の開示規定は、米国会計基準により相殺した金額とIFRSにより相殺した金額を直接的に調整することを要求しておらず、グロスの情報